

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款項	目	節
工事場所	京都市伏見区横大路千両松町他 地内		
路線名又は河川名等			
工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)		
工期	契約日の翌日から470日間		
事業課(所)名	南部区画整理事務所		
工事番号	単価 使用年月 令和 年 月		
変更回数	歩掛 適用年月 令和 年 月		
主工種	基準 適用年月 令和 年 月		
前払金支出	単価 地区 調整 区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

工事延長				m	129
道路土工	式	1	地盤改良工	m2	634
舗装工	m2	692	排水構造物工	式	1
構造物撤去工	式	1	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、伏見西部第三地区区画整理事業地内において、健全な市街地の形成を促進するため、区画道路38号線他を築造するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
		今回		円	
支給品費	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	04:道路改良工事	
施工地域等補正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（略称）	工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
道路	道路土工	残土処理工	残土等処分		粘性土	m3	4,000.0	処分費	管理区分T
道路	排水構造物工	側溝工	アーリキャストU型側溝	U型側溝規格:300×300	アーリキャストU型側溝 300×300、L=4000	個	103,400.0	材料費	
道路	構造物撤去工	運搬処理工	根処分			t	18,000.0	処分費	管理区分T
道路	構造物撤去工	運搬処理工	枝葉処分			t	12,000.0	処分費	管理区分T
道路	構造物撤去工	運搬処理工	幹処分			t	1,000.0	処分費	管理区分T
道路	構造物撤去工	運搬処理工	刈草処分			t	22,000.0	処分費	管理区分T
整地	道路土工	残土処理工	残土等処分		汚染土	m3	21,670.0	処分費	管理区分T
整地	共通仮設費	役務費	電力基本料金			式	221,000.0		
公共関連	排水構造物工	集水樹・マンホール工	蓋	蓋種類:600×900用	集水樹用アーリング蓋 樹穴600×900、細目 T-25、4方受枠共	組	166,360.0	材料費	
公共関連	構造物撤去工	杭撤去工	杭引抜	φ350、平均掘削長さ 8.0m		本	117,800.0	施工費	
公共関連	構造物撤去工	杭撤去工	杭引抜	φ350、平均掘削長さ 8.7m		本	125,100.0	施工費	
公共関連	構造物撤去工	杭撤去工	杭引抜	φ350、平均掘削長さ 11.5m		本	222,000.0	施工費	

見積參考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削(表土)	土質:土砂、施工方法:オーブンカット、押土:無し、障害:無し、施工数量:5,000m ³ 未満	m ³	380				(概)
路体盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m未満	m ³	20				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m ³	10				
路体(築堤)盛土	施工幅員:4.0m以上	m ³	3,600				
路床盛土工		式	1				
路床盛土	施工幅員:2.5m未満	m ³	10				
路床盛土	施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m ³	70				
路床盛土	施工幅員:4.0m以上	m ³	260				
残土処理工		式	1				

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬 (粘性土) (設計運搬距離L=11.2km)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	380				(概)
残土等処分 (粘性土)		m3	380				
試料採取 (土壤調査(環境基準28項目))		箇所	5				(概)
試料持込 (土壤調査(環境基準28項目)) (設計運搬距離L=12km)		試料	1				(概)
地盤改良工		式	1				
路床安定処理工		式	1				
安定処理	混合深さ:1m以下, 固化材100m ² あたり使用量:2.5t /100m ² , 固化材の種類:セメント系固化材	m ²	634				
舗装工		式	1				
アスファルト舗装工		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシャン RC-30, 仕上り厚:100mm	m ²	634				
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:100mm	m ²	634				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り (平均施工幅1m以上2m未満) (参考数量)	土質:土砂	m ³	20				(概)
埋戻し (最大埋戻幅1m以上4m未満) (参考数量)	土質:土砂	m ³	10				(概)
側溝工		式	1				
ア'レキヤストU型側溝	U型側溝規格:300×300	m	172				
現場打ち側溝(1)	側溝規格:300×300	m	10				
側溝蓋 ア'レキヤストU型側溝 (コンクリート蓋)	蓋種類:500×430×110	枚	327				
側溝蓋 ア'レキヤストU型側溝 (グ'レーチング蓋)	蓋種類:501×430×110	枚	17				
現場打ち側溝蓋	幅300	m	10				
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (平均施工幅1m以上2m未満) (参考数量)	土質:土砂	m ³	310				(概)
埋戻し (最大埋戻幅1m以上4m未満) (参考数量)	土質:土砂	m ³	430				(概)
構造物取壊し工		式	1				

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	23				(概) 低騒音・低振動対策不要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	74				(概) 低騒音・低振動対策不要
ネットフェンス撤去	作業種別:撤去	m	143				(概)
排水構造物撤去工		式	1				
ヒューム管撤去	管径:600mm, 規格:HP管	m	5				(概)
蓋版撤去	蓋種類:グレーチング蓋430×500	枚	2				(概)
支障木伐採工		式	1				
支障木伐採 幹周14cm以下		m2	200				(概)
支障木伐採 幹周15cm以上29cm以下		本	10				(概)
支障木伐採 幹周30cm以上59cm以下		本	1				(概)
支障木伐採 幹周60cm以上89cm以下		本	5				(概)
支障木伐採 幹周90cm以上119cm以下		本	6				(概)
支障木伐採 幹周120cm以上149cm以下		本	10				(概)

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
支障木伐採 幹周150cm以上179cm以下		本	1				(概)
支障木除根 幹周14cm以下		m2	200				(概)
支障木除根 幹周15cm以上29cm以下		本	10				(概)
支障木除根 幹周30cm以上59cm以下		本	1				(概)
支障木除根 幹周60cm以上89cm以下		本	5				(概)
支障木除根 幹周90cm以上119cm以下		本	6				(概)
支障木除根 幹周120cm以上149cm以下		本	10				(概)
支障木除根 幹周150cm以上179cm以下		本	1				(概)
除草工		式	1				
除草(機械除草I)	除草・集草・積込・運搬(敷地内)	m2	4,000				(概) 公園除草工 総合 歩掛を適用
運搬処理工		式	1				
殻運搬 設計運搬距離L=18.4km	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	23				(概)
殻運搬 設計運搬距離L=22.8km	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	74				(概)

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
殻運搬 (設計運搬距離L=22.8km)	殻種別:コンクリート殻(2次製品)	m3	0.5				(概)	
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	23					
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	74					
殻処分	殻種別:コンクリート殻(2次製品)	m3	0.5					
スクラップ運搬 (設計運搬距離L=1.6km)	1回当たり平均積載量:2t以下、発生材種類:ネットフェンス、 グレーティング、蓋430×500	回	1				(概)	
スクラップ	ペビ-H3	t	-1					
スクラップ	ペビ-H1	t	-0.02					
伐木運搬(幹・枝・根) (設計運搬距離L=0.2km)		台	11				(概)	
根処分		t	4					
枝葉処分		t	4					
幹処分		t	13					
刈草運搬 (設計運搬距離L=0.3km)	トラック2tによる公園外への運搬	台	5				(概)	
刈草処分		t	9					

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	23				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の74.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
土壤調査費 (環境基準28項目)		検体	1				
六価クロム溶出試験		検体	1				

設計内訳書（道路）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（ その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（整地）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂、施工方法:オーブンカット、押土:無し、障害:無し、施工数量:5,000m ³ 以上10,000m ³ 未満	m ³	5,900				
路体盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:4.0m以上	m ³	5,900				
残土処理工		式	1				
整地	作業区分:残土受入れ地での処理	m ³	1,000				(概)
土砂等運搬 (設計運搬距離L=0.3km)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m ³	1,000				(概)
土砂等運搬 (設計運搬距離L=4.6km)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m ³	2,200				(概)
残土等処分 (汚染土)		m ³	2,200				
仮設工		式	1				
土留・仮締切工		式	1				

設計内訳書（整地）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鋼矢板圧入 鋼矢板(1) (ウォータージェット併用)	鋼矢板型式:III型, 平均鋼矢板長さ:9m, 鋼矢板打込長:8.5m, 最大N値:25<=Nmax<50	枚	48				(概)
鋼矢板引抜き 鋼矢板(1)	鋼矢板型式:III型, 平均鋼矢板長さ:9m, 平均鋼矢板引抜長:8.5m	枚	48				(概)
鋼矢板圧入 鋼矢板(2) (ウォータージェット併用)	鋼矢板型式:III型, 平均鋼矢板長さ:11.5m, 鋼矢板打込長:11.0m, 最大N値:25<=Nmax<50	枚	116				(概)
鋼矢板引抜き 鋼矢板(2)	鋼矢板型式:III型, 平均鋼矢板長さ:11.5m, 平均鋼矢板引抜長:11.0m	枚	116				(概)
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(Nmax<=50), III型, 地上	回	1				(概)
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜き, III型, 地上	回	1				(概)
地下水位低下工 (1段目)		式	1				
ウェルボット設置・撤去	施工規模:100本以上, サンドフィルター有り, 商用電源(高圧電力・臨時契約), 電力量料金含む	本	119				(概)
ウェルボットポンプ設置・撤去		組	2				(概)
ウェルボットポンプ運転管理	商用電源(高圧電力・臨時契約), ポンプ使用組数:2組, 電力量料金含む	日	76				(概)
ウェルボット工損料	ウェルボットポンプ:2組, ウェルボット本数:119本, ヘッダーライン本数:192m, 供用日数:76日	式	1				内 1号(概)
ジエット装置損料	スターリッシャー有り, 供用日数:3日	式	1				内 2号(概)
敷鉄板 (参考数量)	鋼材規格:22×1, 524×3, 048(mm), 作業区分:設置・撤去	m ²	47				(概)

設計内訳書（整地）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（ その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地下水位低下工 (2段目)		式	1				
ウェルボ [®] イント設置・撤去	施工規模:100本以下, ソフトフィルター:有り, 商用電源(高压電力・臨時契約), 電力量料金含む	本	41				(概)
ウェルボ [®] イントボ [®] ソフ [®] 設置・撤去		組	1				(概)
ウェルボ [®] イントボ [®] ソフ [®] 運転管理	商用電源(高压電力・臨時契約), ボンサ [®] 使用組数:1組, 電力量料金含む	日	9				(概)
ウェルボ [®] イント工損料	ウェルボ [®] イントボ [®] ソフ [®] :1組, ウェルボ [®] イント本数:41本, ハッガ [®] -ライン本数:81m, 供用日数:9日	式	1				内 3号(概)
ジエット装置損料	スターカッター:有り, 供用日数:2日	式	1				内 4号(概)
敷鉄板 (参考数量)	鋼材規格:22×1, 524×3, 048(mm), 作業区分:設置・撤去	m ²	19				(概)
電力設備工		式	1				
仮設電力設備	供用期間:3ヶ月未満	箇所	1				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	64				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（整地）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（ その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の47.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
仮設材運搬費 (設計運搬距離L=12.0km)		t	117				
役務費		式	1				
電力基本料金		式	1				内 5号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書（整地）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（ その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂、施工方法:オーブンカット、押土:無し、障害:無し、施工数量:5,000m ³ 未満	m ³	10				(概)
擁壁工		式	1				
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1				
重力式擁壁	擁壁平均高さ:1mを超える2m未満、本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m ³	4				(概)
あと施工アンカー設置		箇所	13				(概)
舗装工		式	1				
アスファルト舗装工		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生グラッシュン RC-30、仕上り厚:100mm	m ²	58				(概)
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30、仕上り厚:100mm	m ²	58				(概)
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(20)、舗装厚50mm、平均幅員:3.0m超	m ²	58				(概)

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
排水構造物工		式	1					
作業土工		式	1					
床掘り (平均施工幅1m以上2m未満) (参考数量)	土質:土砂	m ³	60					(概)
埋戻し (最大埋戻幅1m以上4m未満) (参考数量)	土質:土砂	m ³	40					(概)
側溝工		式	1					
自由勾配側溝	側溝規格:300×900	m	4					
現場打ち側溝(2)	側溝規格:300×900	m	2					
側溝蓋 自由勾配側溝 (コンクリート蓋)	蓋種類:500×400×95	枚	2					
現場打ち側溝蓋	幅300	m	2					
管渠工		式	1					
鉄筋コンクリート台付管	管規格:Φ600	m	11					
集水樹・マンホール工		式	1					
現場打ち集水樹 現場打ち集水樹(1)	集水樹・街渠樹種類:現場打材, コンクリート規格:18-8-40(高炉), 法面作業補正:無し, 足掛金物含む	箇所	1					

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打ち集水樹 現場打ち集水樹(2)(3)	集水樹・街渠樹種類:現場打材, コンクリート規格:18-8-40(高炉), 法面作業補正:無し, 足掛け金物含む	箇所	2				
蓋 (グレーチング蓋)	蓋種類:600×900用	枚	3				
構造物撤去工		式	1				
杭撤去工		式	1				
杭引抜	φ350, 平均掘削長さ8.0m	本	8				
杭引抜	φ350, 平均掘削長さ8.7m	本	2				
杭引抜	φ350, 平均掘削長さ11.5m	本	30				
埋戻し (小規模)	土質:土砂	m ³	30				(概)
杭大割処理・集積		m	271				
敷鉄板 (参考数量)	鋼材規格:22×1, 524×6, 096(mm), 作業区分:設置・撤去	m ²	167				(概)
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し (撤去杭の取壊し)	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m ³	15				(概) 低騒音・低振動対策不要
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	26				(概)

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:5cm	m2	106				(概) 騒音振動対策不要
運搬処理工		式	1				
殻運搬 (設計運搬距離L=22.8km)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	15				(概)
殻運搬 (設計運搬距離L=1.7km)	殻種別:アスファルト殻	m3	5				(概)
廃路盤材運搬 (設計運搬距離L=4.1km)	積込区分:機械積込	m3	12				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	15				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	5				
廃路盤材処分		m3	12				
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:4.0m以上	m3	230				(概)
敷鉄板 (参考数量)	鋼材規格:22×1, 524×3, 048(mm), 作業区分:設置・撤去	m2	200				(概)
土のう	大型土のう規格:1m×1m, 作業区分:製作・設置, 袋詰土:流用土, 設置作業半径:6mを超える場合	袋	51				(概)

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
土のう積	小口並べ、仕捲・積立、中詰土:流用土	m ²	36				(概)	
防護柵撤去(ガードレール) (コンクリート建込)	施工区分:コンクリート建込、標準型、規格・仕様:Gr-C-2B	m	10				(概)	
防護柵撤去(ガードレール) (基礎グロック建込)		m	16				(概)	
防護柵設置(ガードレール) (基礎グロック建込) (材料再利用)		m	16				(概)	
スクラップ運搬 (設計運搬距離L=1.6km)	1回当り平均積載量:0.5t以下、発生材種類:ガードレール	回	1				(概)	
スクラップ	ヘビ-H3	t	-0.2					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員		人日	28					
概略発注工		式	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の26.1%以内		式	1				(概)を参照	
直接工事費		式	1					

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設		式	1					
共通仮設費		式	1					
運搬費		式	1					
重建設機械分解組立輸送費		回	1					
仮設材運搬費 (設計運搬距離L=12.0km)		t	64					
技術管理費		式	1					
土質調査費		式	1				内 6号	
廃プラスチック運搬 (設計運搬距離L=4.8km)	VP50	回	1					
廃プラスチック処分	VP50	t	0.02					
現場環境改善費		式	1					
現場環境改善費（率計上）		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					

設計内訳書（公共関連）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（ その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（残土処分）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 (設計運搬距離L=4.6km)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m ³	2,500				
残土等処分 (汚染土)		m ³	2,500				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	45				(概)
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の1.1%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				

設計内訳書（残土処分）

工事名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当たり内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	ウェルボ イント工損料	ウェルボ イントボ ソフ : 2組, ウェルボ イント本数:119本, ヘッタ ーライン本数:192m, 供用日数:76日						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	ウェルボ イント工損料		式	1				
	合計							

一式当たり内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	ジエット装置損料	スターカッター有り, 供用日数:3日						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	ジエット装置損料		式	1				
	合計							

一式当たり内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	ウェルボ イント工損料	ウェルボ イントボ ソフ :1組, ウェルボ イント本数:41本, ヘッド -ライン本数:81m, 供用日数:9日						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	ウェルボ イント工損料		式	1				
	合計							

一式当たり内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	ジエット装置損料	スターカッター:有り, 供用日数:2日						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	ジエット装置損料		式	1				
	合計							

一式当たり内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	電力基本料金							
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	電力基本料金		式	1				
	合計							

一式当たり内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	土質調査費	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	名称・規格							
	土質ボーリング (ノンコアボーリング) 粘性土・シルト, 50m以下, 鉛直下方, ϕ 86mm		m	20				
	標準貫入試験 粘性土・シルト		回	13				
	現場透水試験 ケーシング法(GL-10m)		回	1				
	現場透水試験 ケーシング法(GL-20m)		回	1				
	地下水位測定 (調査深度L=13m, 1回)		式	1				設置・観測・撤去, 地下水位計観測周期30日
	地下水位測定 (調査深度L=7m, 1回)		式	1				設置・観測・撤去, 地下水位計観測周期30日
	調査孔閉塞		式	1				箇所数:2箇所
	諸経費		式	1				
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名　（総合評価）伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事（その2）
工事場所　京都市伏見区横大路千両松町他 地内

1 一般事項

第1－1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第1－2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通常の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第1－3条（前払金）

- 1 設計内訳書（残土処分）の前払金は、本内訳の請負代金の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 2 設計内訳書（道路）、同（整地）及び同（公共関連）の前払金は各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 3 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

3 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（道路）

支払限度額の割合

令和7年度 9 %

令和8年度 7 3 %

令和9年度 1 8 %

出来高予定額の割合

令和7年度 1 0 %

令和8年度 8 2 %

令和9年度 8 %

設計内訳書（整地）

支払限度額の割合

令和7年度 6 5 %

令和8年度 3 5 %

出来高予定額の割合

令和7年度 7 3 %

令和8年度 2 7 %

設計内訳書（公共関連）

支払限度額の割合

令和7年度 0 %

令和8年度 5 7 %

令和9年度 4 3 %

出来高予定額の割合

令和7年度 0 %

令和8年度 6 4 %

令和9年度 3 6 %

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第2－1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 施工箇所の確認のため、事前に監督職員と現場立会いを行うこと。また、立会い時に確認した内容については工事打合簿で提出すること。
- 2 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、本工事内容について正確に把握すること。その上で、設計書・図面を照査し、施工図書を作成の上、施工数量をまとめて事前に

監督職員と協議するものとする。

- 3 週間工程表及び月間工程表については、以下の提出日までに監督職員へ提出すること。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。提出方法は電子メールも可とする。また、地域住民等から週間工程表を求められた場合は、前週金曜日までに持参すること。

提出書類	提出日
週間工程表	前週 木曜日 17 時まで
月間工程表	前月 25 日まで

- 4 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
5 請負者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ速やかに工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を作成し、工事着手 1 週間前までに工事場所の周辺住民、企業者等に周知すること。周知先については監督職員との打ち合わせにより決定する。
6 鋼矢板圧入時の最大N値は、25を超え50以下と想定している。
7 仮設材の想定している供用日数等は以下のとおりである。また、仮設材の賃料は、すべて整備費を計上している。

仮設材の種類	想定供用日数	備考
敷鉄板(22×1524×3048)	7 6 日	設計内訳書【整地】、仮設工、地下水位低下工(1段目)
敷鉄板(22×1524×3048)	9 日	設計内訳書【整地】、仮設工、地下水位低下工(2段目)
敷鉄板(22×1524×6096)	3 3 日	設計内訳書【公共関連】、構造物撤去工、杭撤去工
敷鉄板(22×1524×3048)	1 7 1 日	設計内訳書【公共関連】、仮設工、工事用道路工
鋼矢板（1）及び（2）	1 1 3 日	補助工法：有

- 8 土留・仮締切工において、鋼矢板頭部の変位量は掘削深さの3%以内となるよう管理すること。変位量を抑える対策が別途必要と判断される場合は、監督員と協議するものとし、別途対策が必要となった場合は設計変更の対象とする。
9 杭撤去工について、杭引抜の実施にあたり地盤改良が必要となる場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
10 杭引抜後の杭孔の埋戻し材については、監督員の指示に従うこと。
11 設計内訳書（整地）における「掘削」について、掘削深さがGL-4.0m、GL-6.0mのそれぞれの箇所において、撤去する杭の杭頭がすべて確認できた時点でその深さ以上の掘削は行わないこととする。既定の深さまで掘削してもすべての杭頭が確認できない場合は監督員に報告すること。
12 設計内訳書（道路）における「掘削（表土）」は、表土（地表から約10cm）の掘削を想定している。ただし、農地（水田）として利用されていた部分については、耕土の掘削（地表から約30cm）を想定している。耕土の厚みについては、施工前に確認し監督員と協議の上掘削深さを決定すること。

- 1 3 仮設電力設備の設置にあたり、電力会社による配電設備の工事が必要となり、本工事での費用負担が発生した場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 1 4 本工事にかかる電力会社へ申請等の手続きは受注者において行うものとする。
- 1 5 NO.0+2.12～NO.2+9.74 付近において、隣接する民地の擁壁の改修工事が実施される予定である。本工事の施工にあたり、施工時期・施工方法等を当該土地所有者及び擁壁工事の施工業者と協議すること。
- 1 6 設計内訳書（公共関連）における「土質調査費」のうち、土質ボーリング（ノンコアボーリング）、標準貫入試験、現場透水試験、調査孔閉塞、諸経費は、「設計業務等標準積算基準書（令和6年度版）の第2編 地質調査業務」に基づき、算出している。

第2－2条（土質調査（計画ボーリング調査）について）

本工事の施工に先立ち、以下のとおり、2箇所で土質調査（計画ボーリング調査）を実施すること。また、土留・仮締切工及び地下水位低下工の実施内容は、この調査結果により決定するものとする。これにより、施工内容に変更が生じる場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（1）計画ボーリング調査1（土質ボーリング（ノンコアボーリング）孔径Φ86mm 掘削深度L=13m）

実施内容	実施数量	積算条件
標準貫入試験	N=13回	粘性土・シルト
現場透水試験	N=1回	ケーシング法, GL-10m以内
地下水位測定	N=1式	作業区分：設置・観測・撤去, 地下水位観測期間 30日

（2）計画ボーリング調査2（土質ボーリング（ノンコアボーリング）孔径Φ86mm 掘削深度L=7m）

＜実施内容＞

実施内容	実施数量	積算条件
現場透水試験（ケーシング法）	N=1回	ケーシング法, GL-20m以内
地下水位測定	N=1式	作業区分：設置・観測・撤去, 地下水位観測期間 30日

第2－3条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2－4条（工事規制）

1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

（1）年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

第2－5条（支障物件等）

本工事区内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。工事方法については、企業者と協議の上決定する。別途費用が発生する場合は、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
ガス管	大阪ガス	No. 0 ~ No. 0+14.89	済	—	防護	要

第2－6条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
本工事施工箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第3－1条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第3－2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明す

る資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 别	材料・資材・製品
側溝工	プレキャスト U型側溝	プレキャスト U型側溝 300×300
	側溝蓋(プレキャスト U型側溝)	コンクリート蓋(500×430×110)
	側溝蓋	グレーティング 蓋(501×430×110)
	側溝蓋(自由勾配側溝)	コンクリート蓋(500×400×95)
集水桿・マンホール工	蓋	グレーティング 蓋(600×900用)

第3－3条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3－4条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3－1－1－4）の「表3－1－1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3－1－1－4）の「表3－1－1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種・種別等	細 別	確 認 時 期
道路土工 路床盛土工	路床盛土	プルフローリング実施時
舗装工 アスファルト舗装工	下層路盤	プルフローリング実施時

地盤改良工 路床安定処理工	安定処理	改良厚さ
------------------	------	------

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種・種別等	細別	確認項目
道路土工 掘削工	掘削 掘削(表土)	掘削深さ、範囲
排水構造物工 側溝工	現場打ち側溝(1) 現場打ち側溝(2) 現場打ち側溝蓋	コンクリート打設前の状況 (配筋状況(鉄筋径,配置間隔,重ね継手長,かぶり等),スペーサー設置数等)
構造物撤去工 杭撤去工	杭引抜	削孔前：杭頭高 削孔完了時：掘削長さ 引き抜後：杭長、杭径
	埋戻し	埋戻し状況

第3-5条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
官民境界確認	監督職員立会のもと、官民境界の確認を行う。
土質ポーリング（ノンコアポーリング）	監督員立会のもと、実施箇所の確認を行う。
杭頭の位置・杭本数の確認	監督員立会のもと、杭頭の位置と杭本数を確認する。

第3-6条（既済部分検査等）

本工事における契約書第41条（部分引渡し）に定める「指定部分」は以下のとおりとする。

指定部分	引渡日
設計内訳書（残土処分）の全部	令和8年3月13日
設計内訳書（整地）の全部	令和9年3月15日

第3-7条（安定処理）

地盤改良工路床安定処理工安定処理における固化材料および規格値は、下表のとおりである。使用する固化材料や路床における安定処理に係る添加量については、施工前に配合試験を行い、監督職員と協議すること。固化材の種類や添加量の変更については、監督職員との協議を踏まえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

材料	添加量	規格値	備考
----	-----	-----	----

セメント系固化材（特殊土用、フレコンパック）	50kg/m ³	設計 CBR6	設計内訳書（道路）
------------------------	---------------------	---------	-----------

第3－8条（六価クロム溶出試験）

1 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、土壤環境基準（検液1ℓにつき0.05mg以下であること）への適合を確認するため、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づく試験を実施し、試験結果を提出すること。

試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kuromu.html>に掲載）の試験方法1による。

2 六価クロム溶出試験対象及び検体数については下表のとおりとする。

路線・場所	種別・細別	試験実施時期	検体数
伏見区横大路千両松町	地盤改良工 路床安定処理工 安定処理	配合設計段階	1検体／1箇所

3 土質条件等により試験方法及び検体数等に変更が生じた場合、監督職員と協議して対応するものとし、設計変更の対象とする。

監督職員と協議の上、先発工事において同一箇所や同一材料で実施した試験結果及び使用材料等を踏襲することで試験結果が同等となることが想定できる場合は、試験を省略するものとし、検体数の減少等については設計変更の対象とする。

4 建設副産物に関する事項

第4－1条（建設発生土の利用）

本工事に使用する盛土・埋戻材については、本工事の掘削土を流用するほか、下記の工事からの建設発生土を使用するものとする。

当該建設発生土の運搬は、下記工事の受注者が行うので、施工に際しては運搬場所・時期等について下記工事の受注者と十分に調整を図るものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

工事名	宮前橋整備（その16）工事
工 期	未定
工事場所	京都市伏見区淀水垂町他地内
発注者	建設局道路建設部道路建設課
受注者	未定
搬入時期	令和8年3月以降（予定）

なお、建設発生土を使用する場合は、品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

第4－2条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 $L = 18.4\text{km}$
コンクリート塊 (鉄筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか5筆	設計運搬距離 $L = 22.8\text{km}$
コンクリート塊 (2次製品)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか5筆	設計運搬距離 $L = 22.8\text{km}$
アスファルト・コンクリート塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 $L = 1.7\text{km}$
建設発生木材 (幹、枝葉、根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 $L = 0.2\text{km}$
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町102	設計運搬距離 $L = 4.1\text{km}$
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 $L = 4.8\text{km}$

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町71-2	設計運搬距離 $L = 0.3\text{km}$

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に隨時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

3号公園予定地に搬出する際は、受入れ場所にて整地を行い、場外へ流出しないよう、また、崩壊しないよう、必要な措置を講じること。また、関係者以外の不法侵入を防ぐため、3号公園予定地の鍵の管理及び施錠は、受注者が責任をもって行うこと。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土 (粘性土)	(指定地処分) 豊坂建材(株) 京都市西京区樅原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 11.2km
建設発生土 (汚染土)	(指定地処分) 株式会社チョウビ工業 京都市伏見区竹田青池 153 番地	設計運搬距離 L = 4.6km
建設発生土 (汚染土)	(指定地処分) 3号公園予定地 京都市伏見区横大路宮ノ後	設計運搬距離 L = 0.3km

建設発生土（粘性土）については、搬出開始前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受

入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

6 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ (ヘビ - H1,H3)	京都府京都市伏見区横大路畔ノ内 46-3	設計運搬距離 L = 1.6km

第4－3条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

（1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定令和4年6月17日）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容	工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
②土工	土工事	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

及び 解 体 方 法	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第5－1条（工事書類の提出）

完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第5－2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。

3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要となる見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第5－3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第5－4条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

- 1 目的
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。
- 2 実施内容
 - (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
 - ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
 - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。
なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。

また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5－5条（特許権）

杭撤去工についてはPIC-UP工法によるものとする。この工法については特許権の対象である。

第5－6条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5－7条（低入札価格調査制度関係）

1 京都市低入札価格調査取扱要領（以下「要領」という。）第5条に基づく低入札価格調査の対象者は、誠意を持ってその調査に協力しなければならない。

2 要領第5条に基づく低入札価格調査の対象者が受注者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

受注者は、工事担当課の総括監督員の求めに応じて施工体制台帳等を提出しなければならない。また、施工体制台帳等の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の総括監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の総括監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(3) 安全パトロールへの協力

受注者は、本市が行う安全パトロールの実施に協力しなければならない。

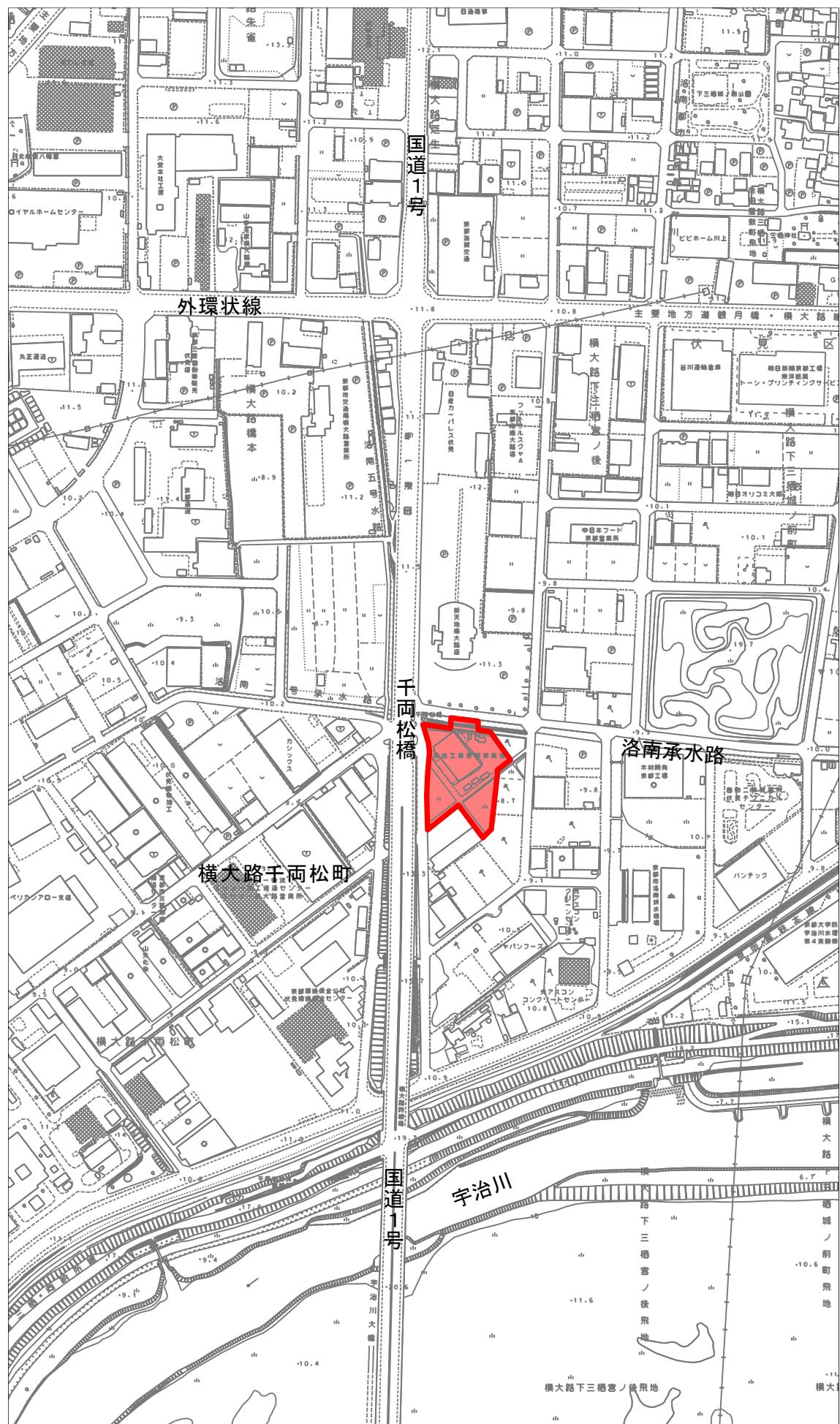
3 要領第5条に基づく低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、次に掲げる事項が適用される。

(1) 前払金については契約金額の4割から2割に引き下げ。

(2) 契約保証金については契約金額の1割から3割に引き上げ。

- (3) 中間前金払制度の適用除外
- (4) 配置する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「配置技術者」という。）とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で配置すること（共同企業体の場合は構成員ごとに追加配置を要する）。
- (5) 契約の日から当該受注者が提出する完成通知書に記載の完成の日まで（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日まで）、本市行財政局財政部契約課が実施する同一種目の入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する入札を含む。）に参加できない。

箇 所 図



本工事施工箇所